

特定非営利活動法人 日本腎泌尿器疾患研究ネットワーク定款

第1章 総則

(名称)

第1条

この法人は、特定非営利活動法人日本腎泌尿器疾患研究ネットワークと称し、英文名をJapanese Urological and Nephrological disease research networkとし、英文略称をJUN-netとする。

(事務所)

第2条

この法人は、主たる事務所を新潟県新潟市に、従たる事務所を山形県山形市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

この法人は、腎臓、及び泌尿器科の疾患（以下、腎泌尿器科疾患とする）に関する診断、治療について、その知識を広く一般社会に周知させるため、また、診断、治療の一層の改善を図るため、腎泌尿器科疾患に関する啓発事業及び基礎、臨床研究等を行い、国民の健康増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 科学技術の振興を図る活動

(事業)

第5条

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 腎泌尿器科疾患に関する啓発事業

- (2) 腎泌尿器科疾患に関する基礎、臨床研究事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員：この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条

会員の入会については特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条

会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条

会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

第12条

既に納入した入会金、会費及びその他の金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条

この法人に次の役員を置く。

(1) 理事：3人以上10人以内

(2) 監事：1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を代表理事とし、3人までの副代表理事を置くことができる。

(選任等)

第14条

理事は、理事会において選任し、総会に報告する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。

5 監事は、総会で選任する。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条

代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、理事会又は総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第16条

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条

役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事は理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、監事は総会において出席者総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条

この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条

総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条

総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 監事の選任、解任、役員の職務及び報酬

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 解散時の残余財産の帰属

(6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条

通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第25条

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法による通知をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条

総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条

総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項又は緊急を要する事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、次条第1項第2号及び第50条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条

理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(4) 事業計画および収支予算の策定ならびに変更に関する事項

(5) 入会金ならびに会費に関する事項

(開催)

第33条

理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条

理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法による通知をもって、少なくとも理事会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条

理事会の議長は、代表理事が指名する。

(議決)

第36条

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条

各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条

この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経て、次の総会に報告することとする。

(予備費の設定及び使用)

第45条

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条

この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる法人のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上

の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条

この法人の公告は、この法人の本法人ホームページ上または内閣府NPO法人ポータルサイト上に電磁的に行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 富田 善彦

理事 長岡 明

同 加藤 智幸

監事 矢口 博理

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成22年3月31日決算に係る通常総会が開催される月の末日までとする。ただし、通常総会は決算日から起算して3ヶ月以内に行うものとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成22年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) 正会員（個人）入会金 | 1, 000円 |
| 正会員（個人）会費 | 1, 000円（1年分） |
| (2) 賛助会員（団体）入会金 | 20, 000円 |
| 賛助会員（団体）会費 | 30, 000円（1年分） |

特定非営利活動法人 日本腎泌尿器疾患研究ネットワーク
内規

(目的)

第1条 この内規は、当法人定款に記載事項以外の運営に必要な事項について内規として定める。

(旅費について)

第2条 旅費については国立大学法人山形大学の旅費規定に準ずる。

(日当について)

第3条 日当については役務の内容、出張地、その他を勘案し、その都度決定する。

(昼食代、夕食代について)

第4条 昼食代、夕食代については役務に関係した場合のみ、昼 3,000 円、夜 8,000 円を上限に支給するものとする。

この内規は平成 25 年 5 月 20 日から施行する。

特定非営利活動法人 日本腎泌尿器疾患研究ネットワーク

附則（変更履歴）

平成 22 年 5 月 1 日 任期満了による役員改選

代表理事	富田善彦	重任
理事	長岡明	重任
理事	加藤智幸	重任
監事	矢口博理	重任

平成 22 年 8 月 24 日 役員変更

理事	安達裕一	就任
----	------	----

平成 24 年 5 月 10 日 任期満了による役員改選

代表理事	富田善彦	重任
理事	長岡明	重任
理事	加藤智幸	重任
理事	安達裕一	重任
監事	矢口博理	重任

平成 25 年 NPO 法改正に伴う定款変更

第 18 条、第 23 条、第 32 条、第 39 条、第 44 条、第 47 条、第 50 条

任期満了による役員改選

平成 26 年 4 月 30 日

代表理事	富田善彦	退任
理事	長岡明	退任
理事	加藤智幸	退任
理事	安達裕一	退任
監事	矢口博理	退任

平成 26 年 5 月 28 日

代表理事	富田善彦	就任
理事	長岡明	就任
理事	加藤智幸	就任
理事	安達裕一	就任
監事	山口寿功	就任

任期満了による役員改選

平成28年5月28日

代表理事	富田善彦	重任
理事	長岡明	重任
理事	加藤智幸	重任
理事	安達裕一	重任
理事	西山勉	就任

理事	谷川俊貴	就任
理事	齋藤和英	就任
監事	山口寿功	重任（総会で選任）

任期満了による役員改選

平成30年12月8日

代表理事	富田善彦	重任
理事	長岡明	重任
理事	加藤智幸	重任
理事	西山勉	重任
理事	谷川俊貴	重任
理事	齋藤和英	重任
監事	村山慎一郎	新任

（理事会で推挙、総会（平成30年12月28日）で選任）

任期満了による役員改選

令和2年12月12日

代表理事	富田善彦	重任
理事	長岡明	重任
理事	加藤智幸	重任
理事	西山勉	重任
理事	谷川俊貴	重任
理事	齋藤和英	重任
監事	村山慎一郎	重任

（理事会で推挙、総会（令和2年9月12日）で選任）

任期満了による役員改選

令和4年12月12日

代表理事	富田善彦	重任
理事	長岡明	重任
理事	加藤智幸	重任
理事	西山勉	重任
理事	谷川俊貴	重任
理事	齋藤和英	重任
監事	村山慎一郎	重任

（理事会で推挙、総会（令和4年12月22日）で選任）

任期満了による役員改選

令和6年12月12日

代表理事	富田善彦	重任
理事	長岡明	重任
理事	加藤智幸	重任

理事	西山勉	重任
理事	谷川俊貴	重任
理事	齋藤和英	重任
監事	村山慎一郎	重任

(理事会で推挙、総会（令和6年12月9日）で選任)